



2025 年 9 月 30 日

「鉄道的安全輸送の確保について（指示）」に対して講じた改善措置の
北海道運輸局への 2025 年度第 2 四半期実施状況報告について

2025 年 3 月 31 日に受領した「鉄道的安全輸送の確保について（指示）」に対して、6 月 30 日に講じた措置等について報告しておりますが、その際、進捗状況の確認表を作成し四半期ごとに報告することとしております。

このたび、2025 年度第 2 四半期までに講じた改善措置の進捗について、進捗状況の確認表として添付書類により取りまとめ、以下の通り北海道運輸局へ報告しました。

- ・『「鉄道的安全輸送の確保について（指示）」に対して講ずる措置』の
2025 年度第 2 四半期実施状況報告
- ・「改善指示に対して講ずる措置」対象 18 事象等の個別の対策進捗状況

『『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置』の2025年度第2四半期実施状況報告

区分		改善報告書の取組		取組概要 (講ずる措置抜粋)	2025年6月1日～9月30日までの進捗状況 (具体的な取り組み内容・実施実績等、予定含む)	ステータス	2025年度												2026年度														
							第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期					
							4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
安全監査	安全監査室	安全監査室	設置	社長直轄の組織として新たに「安全監査室」を設置	設置済み(7/1)	完了																											
			内部監査の実施	・各系統の安全に関するルールや事故・事象の対策の実施状況の点検に特化した組織を設置し、例えば安全ハットロールの具体的な内容等、その詳細にまで踏み込んで確認を行うこととします。また、社長直轄の組織とすることで、社長から直接指示を受け、機動的に、独立した立場で監査を実施する体制とします。 ・安全推進部や各主管部による現場点検の取組みが有効に機能しているかや、各主管部の取組みで他の主管部においても取り入れるべきものはないか、などの観点で点検を行い、必要な改善を指摘します。	●6保線所、18線管理室に対し安全監査を実施済み。 ・(7月)北見保線所、遠軽、北見保線管理室 ・(7-8月)帯広保線所、新得、帯広、池田保線管理室 ・(7-8月)釧路保線所、白糠、釧路、厚岸、根室、標茶、斜里保線管理室 ・(9月)岩見沢保線所、岩見沢、滝川保線管理室 ・(9月)旭川保線所、深川、旭川、上川保線管理室 ・(9月)追分保線所、追分、占冠保線管理室 ●安全監査の内容 ・机上監査(作業安全に係わる帳票類を確認する) ・ヒアリング(改善指示に対する取り組み状況について、実務を担う社員に確認し、これに基づき、現場への関与を主管部に確認する) ・現地監査(執務室での作業ミーティングから、線路内立ち入り作業に同行し、作業実態を確認する) ・それぞれ認められた、改善事項について安全推進部・工務部に通知、会社幹部へ報告(9/16)後、改善策を検討し安全推進委員会で審議予定。																												
	業務支援室の体制強化	工務部	GLの配置		体制変更済(6/1)	完了																											
			業務実施状況の監査及びフォロー	業務支援室に保安業務に精通したGLを配置して体制を強化するとともに、作業管理に関する業務実施状況の監査及びフォローを行っていきます。	6月:7保線管理室 [倶知安、伊達紋別、苫小牧、占冠、新得、厚岸、根室] 7月:6保線管理室 [斜里、標茶、石狩当別、滝川、八雲、長万部] 8月:5保線管理室 [旭川、追分、江別、岩見沢、上川] 9月:6保線管理室等 [北見、遠軽、池田、函館務、深川、帯広] 工務関係全現業機関46箇所のうち、24箇所実施																												
	安全ハットロール	工務部	取組強化期間の設定	全保線管理室等に対する安全ハットロールについて「取組強化期間」を設定し、計画部門(本社工務部及び各支社施設グループ)や保線所管理者による安全ハットロールを強化して実施することを計画。	通達発出(6/24)、取組強化期間(7/1～9/30)を設定した。	完了																											
			取組強化期間の実施状況確認		通達発出(6/9)、各現場において実施計画を定め、継続的に安全ハットロールを実施し実態を確認(実績は以下に記載)																												
チェック項目および実施体制の見直し			今後の安全ハットロールについては、作業すべての立会を基本としていたことから、現場点呼のみなど一部での実施や立会の他、遠隔通話アプリ等での実施も可とすることで、負担をかけずに機会を増やすこととします。 また、安全ハットロール点検表の共通化、実施者や実施回数を明確に定めるなどとして、効果的な安全ハットロールを実施していくこととします。	通達発出(6/9) ○保線課(9/30時点) ・計画部門による安全ハットロール実績 全通37管理室※中、6月以降37管理室(100%)実施済 延べ50箇所実施済み (内訳:6月13箇所、7月20箇所、8月15箇所、9月8箇所) ※37管理室は在来線の36保線管理室及び新幹線工務所 ・保線所管理者による安全ハットロール実績(直轄社員対象) 6月:80回、7月:111回、8月:94回 ○工事課(9/30時点) 全4構造物検査センターに対して、延べ12箇所実施 (内訳:6月1箇所、7月4箇所、8月3箇所、9月4箇所) ○設備課(9/30時点) 全4設備所に対して、延べ4箇所実施 (内訳:8月2箇所、9月2箇所)																													
電気部		触車事故防止強化月間の取り組み	更なる適切な作業管理に向け、触車事故防止強化月間(9月)中に、線路内作業時の現場における点呼の実施状況を記録し、作業員への運転状況の確認結果を周知しているかなど、適切に点呼が実施されているかを確認することとします。 また、社員に対する安全ハットロールについて、実施者や実施回数を明確に定めるなどルール化します。	指導文書発出(8/22) 触車事故防止強化月間(9/1～9/30)の取り組みとして、セルフチェック及び安全ハットロールの実施、現場点呼(8点呼)の内容確認の実施及び結果の報告を指示																													
		実施体制の明確化および実施状況確認		・実施体制について通達を発出(7/2)、直轄社員の作業等の安全ハットロールについては、自職場に対して1回/月以上実施することを基本とする。 全8職場に対して、7月14回、8月15回、9月9回 ※2025.9.11現在 ・安全ハットロール実施方法に関する通達(8/27)及び、指導文書(8/22)の発出により、安全ハットロールの点検項目を追加した。																													

『『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置』の2025年度第2四半期実施状況報告

区分				改善報告書の取組				取り組み概要 (講ずる措置抜粋)				2025年6月1日～9月30日までの進捗状況 (具体的な取り組み内容・実施実施等、予定含む)				2025年度												2026年度																																																											
												スタート				第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期																																																		
																4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																
安全監査	実作業点検	駅業務部	点検項目および点検頻度の見直し	安全推進委員会駅専門部会で見直しに向けたディスカッションを実施(7/18)												完了												●現場長等とのディスカッション(安全推進委員会駅専門部会で実施)																																																											
			実施状況	上記ディスカッション及び安全確保巡回の意見交換を踏まえ、見直し内容を精査、指導文書発出準備中												指導文書 発出準備												●指導文書発出																																																											
			現場巡回における実作業、指導訓練立ち会い	実施駅59駅にて実施予定 (在来線56駅、新幹線3駅)																								冬期実作業点検												冬期実作業点検 ※ 以降継続して取組み実施																																															
				輸送の安全確保に向けて(通達)2025年4月28日付駅業第12号)を発出し、実施目的、概要、箇所及び時期を周知した。 対象駅は 運転取扱駅11駅 運行管理駅5駅 準運転取扱駅10駅 新幹線駅3駅 運転取扱駅、運行管理駅及び新幹線駅については年2回、準運転取扱駅については年1回実施 事務連絡「輸送の安全確保に向けて(第1回目)」(2025年6月20日付駅業第38号)を発出し、運転取扱駅・運行管理駅・準運転取扱駅を対象に ①自主監査実施状況・結果の把握、 ②実作業点検及び駅指導訓練への立ち会い ③保守用車取扱い実態調査 ※該当駅 ④社員との意見交換を行うこととした。 (指導訓練及び実作業点検の確認は可能な限り実施) ※非運転駅は新任現場長の駅を対象に可能な限り実施 課長等による安全確保巡回実施済(第1回目) ○運転取扱駅:11駅/11駅 (実作業点検10駅、指導訓練立ち会い6駅) ○運行管理駅:5駅/5駅 (実作業点検3駅、指導訓練立ち会い2駅) ○準運転取扱駅:5駅/10駅 (実作業点検2駅、指導訓練立ち会い2駅) ○非運転駅:8駅/30駅 (実作業点検0駅、指導訓練立ち会い1駅) ○新幹線駅:3駅/3駅 (実作業点検3駅、指導訓練立ち会い3駅) ※現在日常的に運転取扱を行っていない準運転取扱駅は非運転駅とみなしている												●安全確保巡回時に実作業点検及び指導訓練立ち会い 第1回												第2回												●安全確保巡回時に実作業点検及び指導訓練立ち会い 第1回												第2回												※ 以降継続して取組み実施																							
請負会社に対する作業実態の把握	工務部 電気部 安全監査室	請負会社に適した対策の実施状況の把握	・現場作業実態のチェック等	・工務部 指導文書を発出(6/30) 協力会社約60社中37社63名完了 ※2025.9月末現在 ・電気部 通達を発出(7/2) 協力会社18社中10社49名完了 ※2025.9月末現在 ・安全監査室 発生3件の事象を受けて、当社から請負会社への指導状況を確認(6/25、28)												●指導文書発出(工務部)												安全/トラブルによる工事管理者の資質確認を実施※協力会社約60社												●通達発出(電気部)												安全/トラブルによる工事指導者の資質確認を実施協力会社18社												必要によりヒアリングを実施(安全監査室)												※ 以降継続して取組み実施											
				業務実施状況確認の見直し	電気部	本社社員の現場社員へのヒアリング 安全ルールの遵守状況や教育状況の確認	本社社員が4半期ごとに実施している業務実施状況確認では、主に現場管理者からヒアリングを行っていましたが、現場社員の声を直接聞く機会が少なかったことから、今年に1回は、各箇所の全体会議等併せて実施し、現場社員と直接意見交換を実施することで、安全ルールの遵守状況や教育状況を本社社員が直接確認します。	業務実施状況確認における現場社員との意見交換 全17箇所中2カ所実施済 ※2025.9月末現在	各職場年一回以上実施予定												各職場年一回以上実施予定												※ 以降継続して取組み実施																																																						
									現場実態把握の強化	車両部	作業状態の確認	車両部社員が年一回、現場フォローとして各現場へ出向き、安全の取組みについて確認を行ってきましたが、管理者からのヒアリングのみで終結していたことから、今後は作業状況も直接確認することとし、実態把握を強化します。 2025年度現場フォロー実施の周知(6/27機修科長会議) 2025年度第2四半期の実施実績 ・札幌運転所(8/22実施) ・函館新幹線総合車両所(10/27実施予定) ・函館運輸所(10/28実施予定)	●2025年度現場フォロー実施の周知 現場実態の把握(全10現場)												検討結果を踏まえ継続実施												※取り戻ため、 次年度検討																																																		

『『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置』の2025年度第2四半期実施状況報告

区分	改善報告書の取組			取り組み概要 (講ずる措置抜粋)	スケジュール	2025年度												2026年度																	
						第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期								
ハード対策	車両前頭カメラ 【費用見込み 約200百万円】	車両部 (運輸部)	設置方法確定	・特急気動車及び特急電車の事前調査・現車確認(7月) ・取付設計・試作での現車確認、設置方法決定(8月～9月) ・材料発注(8月～順次)	★(2021年度～)733系AP 30両設置済 ●※1特急車確認 ●※2特急車確認 ●※1設置方法決定・材料発注 ●※2設置方法決定	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
			導入(対象361両)			※1特急車 ※2札幌圏電車 ※3その他車両	●※1材料納入・施工開始 ※1施工後順次使用開始 完了 ●運用ルール決定	●決定・材料発注 ●※2現車確認 ●※2材料発注	●※3現車確認 ●※3設置方法決定 ●※3材料発注	以降は継続して設置 その他車両152両(2027年度末まで)												※													
			設置対象外の廃車計画 (対象130両(2025.09.01時点))			廃車の計画により実施																												※ 以降は継続して実施	
	ウェアラブルカメラ 工務部・電気部 【初期費用見込み 約20百万円】	工務部	仕様確定～発注	運転士と保線作業員との証言が相違した事象を受けて、車両前頭カメラや列車見張員等が装着するウェアラブルカメラにより、発生した事象に対して事実を正確に把握する体制を構築します。	・スマートフォンを通じて、撮影された動画データが自動的にクラウドサーバーに保存され、GPS位置情報を同時に取得できる機能を有する、ヘルメット装着型カメラの導入を決定(7月) ・列車見張員配置の保安体制を多く選択する線区の保線管理室に対して先行し試行導入のため発注済み(8月・104台)	●仕様確定・一部発注 ●追加発注 ●効果検証 ●一部納入	試行実施 一部箇所 先行導入 現業機関 導入完了 ※効果検証後、本実施																												
			導入				※1箇所 先行導入 現業機関 導入完了	※効果検証後、本実施																											
			請負会社に対する導入				※請負会社へ検討開始	の導入(機種選定・運用方等)	※効果検証後、本実施																										
		電気部	仕様確定～発注				●仕様確定・一部発注 ●追加発注 ●効果検証 ●一部納入	試行実施 一部箇所 先行導入 現業機関 導入完了 ※効果検証後、本実施																											
			導入				※1箇所 先行導入 現業機関 導入完了	※効果検証後、本実施																											
			請負会社に対する導入				※請負会社へ検討開始	の導入(機種選定・運用方等)	※効果検証後、本実施																										
			導入				●仕様確定・試行準備 ●冬期管理者講習会 ●列車見張員講習会	※効果検証後、本実施																											
駅業務部 ※精査中	仕様確定～発注	●仕様確定・一部発注 ●追加発注 ●効果検証 ●一部納入	試行実施 一部箇所 先行導入 現業機関 導入完了 ※効果検証後、本実施																																
	導入	※1箇所 先行導入 現業機関 導入完了	※効果検証後、本実施																																
	請負会社に対する導入	※請負会社へ検討開始	の導入(機種選定・運用方等)	※効果検証後、本実施																															
ソフト対策	GPS	工務部	仕様確定～発注	・スマートフォンを通じて、撮影された動画データが自動的にクラウドサーバーに保存され、GPS位置情報を同時に取得できる機能を有する、ヘルメット装着型カメラの導入を決定(7月) ・列車見張員配置の保安体制を選択する線区の保線管理室に対して先行し試行導入のため発注済み(8月・104台)	●仕様確定・一部発注 ●追加発注 ●効果検証 ●一部納入	試行実施 一部箇所 先行導入 現業機関 導入完了 ※効果検証後、本実施																													
			導入			※1箇所 先行導入 現業機関 導入完了	※効果検証後、本実施																												
			請負会社に対する導入			※請負会社へ検討開始	の導入(機種選定・運用方等)	※効果検証後、本実施																											
	電気部	仕様確定～発注	●仕様確定・一部発注 ●追加発注 ●効果検証 ●一部納入	試行実施 一部箇所 先行導入 現業機関 導入完了 ※効果検証後、本実施																															
		導入	※1箇所 先行導入 現業機関 導入完了	※効果検証後、本実施																															
		請負会社に対する導入	※請負会社へ検討開始	の導入(機種選定・運用方等)	※効果検証後、本実施																														
		導入	●仕様確定・試行準備 ●冬期管理者講習会 ●列車見張員講習会(11月予定)	※効果検証後、本実施																															
	現場点呼アプリ 【開発費用 約20百万円】	工務部	要件定義(仕様確定)・開発・試験	業務プロセスが確実に遂行できるよう、現場点呼簿の手書き等での作成に対する社員の負担軽減を図るための「現場点呼アプリ」などデジタルツールの導入といった環境整備を行うこととしています。	・4社のシステムについて比較検討(8/5完了) ・導入するシステムを決定(8/22)。導入するシステムについて、具体的な仕様を確定 ・10月以降に開発に着手し、12月頃を目途に基本機能有したアプリを開発し、1月頃頃から現場での試行をした後、3月を目途に運用を開始する予定。	●開発体制未定 ●開発・試験開始(3か月) ●要件定義・仕様確定	工務関係 全現業機関へ 配備し試行実施 ※効果検証後、本実施																												
			導入																																
	運転支援アプリ 【費用見込み 約10百万円】	運輸部	要件定義(仕様確定)・開発・試験	現在使用している運転支援アプリに、運転士のヒューマンエラーを防ぐための注意喚起機能を拡充し、運転士がその場の簡単な操作で注意喚起機能を活用できるように改善することとします。	・仕様確定、契約取り交わし(7/29) ・単体テストまで終了 ・納品後、直近指導訓練にて機能と使用方法を周知 ・周知完了後、順次使用開始	●仕様確定、設計・製造 ●単体テスト ●総合テスト ●総合テスト	運転士周知 完了後 順次使用開始																												
導入																																			

『「鉄道の安全輸送の確保について(指示)」に対して講ずる措置」の2025年度第2四半期実施状況報告

区分	改善報告書の取組			取り組み概要 (講ずる措置抜粋)	2025年度 第1四半期 第2四半期 第3四半期 第4四半期 (具体的な取り組み内容・実施実績等、予定含む)	ステータス	9/30現在												2026年度											
							第1四半期 4 5 6 7 8 9	第2四半期 10 11 12 1 2 3	第3四半期 4 5 6 7 8 9	第4四半期 10 11 12 1 2 3	第1四半期 4 5 6 7 8 9	第2四半期 10 11 12 1 2 3	第3四半期 4 5 6 7 8 9	第4四半期 10 11 12 1 2 3																
安全管理	線路内作業における プロセス管理手法の 導入	工務部	ルール確定	・ルールに関する通達発出済(6/10)	完了	●通達発出済・運用開始																								
			管理室等の毎週1回の ミーティングの実施(実績)	上記のプロセス管理に作業管理を追加した体系とすることで、保線管理室において、計画担当者が作成した週間作業計画について、管理者や計画担当者等により毎週1回のミーティングを実施し、(7)作業内容及び役割分担、(4)作業量に対する人員と間合いに無理は無い、(5)従事者の作業経験等、(6)作業計画表作成に必要な時間が確保できるか等を確認した上で、必要な社員周知を実施します。なお、これらは議事録として記録され、保線所では実施する月1回のミーティングにおいて、これらの取組みが問題なく実施されているかを確認し、必要な措置及びフォローを行う体制となり、この議事録は本社へ報告されることとなります。	毎週実施																									
			保線所等でのミーティングの実施(実績)	・6月分の本社保線課による業務管理MTを開催(8/1)し、各箇所における作業管理の状況を確認した。各保線所において業務管理MTを開催していることを確認した。 ・管理室において管理者と計画担当者が打合せしている内容に関する記載はあるが、日付の記載がない等、記録に関する理解度が不足しているため、指導済。(8/20保線関係現場長会議) ・7月分の本社保線課による業務管理MTを実施(8/27)し、前月より記録の理解度が向上していることを確認した。次月より日付整理表にて助役と代表主任との打合せ日や社員への周知日などの実績を確認する予定。 ・8月分は10/1実施予定	月1回助役会議に合わせて実施																									
			本社でのミーティングの実施(実績)	月一回開催																										
	ミーティングを行うための 環境整備	工務部	保線管理室における 確保状況	7月で各管理室におけるミーティングスペースの現状を確認した。各管理室の建物の使用状況に合わせたミーティングスペースの確保方法について検討中。 現場点呼簿など様々な紙面を用いて実施しているA点呼について、全員が同じものを見て作業内容や注意点を共有し、認識のズレを防止することを目的に、電子黒板を工務部関係現場へ導入する。	実態調査・環境整備方法の検討・予算措置・施工																									
			保安ルールのチェック項目の追加	自主監査のチェック項目に、作業計画表や現場点呼簿が作成されているか、事故事例を身近な業務に落とし込んだ教育を随時適切に実施しているかを追加する等、保安ルールに対するチェック項目を見直すとともに、作業安全に係る項目については、当面の間、本社による実施状況確認の重点項目として扱うこととしました。	完了	●通達発出																								
	現場長自主監査への 安全ルールの追記	電気部	作業安全に関わる項目の本社による実施状況確認の重点項目	・通達発出後、定期的に、作業安全に係る項目の自主監査実施状況を本社にて集約(7月末で集約済み、次回上期終了時10月上旬に再度集約予定) ・本社社員が現場に赴いて実施する。現場長自主監査フォローについては、2025年度第3四半期に実施する計画を策定中	実施状況を本社にて集約																									
			「使用済みダイヤの確認」項目の追加	・6/30通達発出、通達に基づく現場長自主監査を各現場にて実施	完了	●通達発出																								
	技術力診断書の活用	工務部	技術力診断システムに作業管理の項目追加	更なる適切な作業管理のため、新たに自主監査のチェック項目に「使用済みダイヤの確認」の項目を追加し、線路内立ち入り時のルールの遵守状況を定期的に確認します。	・本社社員が実施する業務実施状況確認において、第2四半期の点検項目とし、自主監査チェックシートの実施状況を点検するため、「使用済みダイヤの確認」についてもこの時に確認する。	本社社員による現場への自主監査フォロー																								
			本社による実施状況の確認	本社社員による現場への自主監査フォロー																										
事故等の対策検討	安全推進部 駅業務部 運輸部 車両部 工務部 電気部	現場からのボトムアップ対策検討状況及び、それに対する本社の検討状況	発生した事故・事象に対する対策は、これまで現場の声も聴きながら、主に本社で検討・策定していましたが、それが遵守されずに同種事象を再発させてしまう事態も生じていました。 安全アドバイザーから頂いた助言をもとに、発生した事故・事象の対策検討について、現場が主体的に対策を考えたうえで、本社が実行可能かつ実効性のある最終的な対策案を策定することとしました。	工務：6/25(新札幌駅構内の事象)及び6/28(野田生駅構内の事象)において、当事者の職場内議論結果を踏まえた対策の検討を実施 運輸：6/27発生危険事象(札幌駅構内)において、当事者の所属箇所での議論結果を踏まえた対策検討を実施 電気：6/25(七飯～新函館北斗間の事象)において、当事者の職場内議論結果を踏まえた対策の検討を実施	危険事象等について、発生箇所での議論結果を踏まえ対策を検討																									

9/30現在

5 ページ

『「鉄道の安全輸送の確保について(指示)」に対して講ずる措置」の2025年度第2四半期実施状況報告

区分	改善報告書の取組			取り組み概要 (講ずる措置抜粋)	2025年6月1日～9月30日までの進捗状況 (具体的な取組の取り組み内容・実施実施等、予定含む)	スケジュール	2025年度												2026年度											
							第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
							4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
コンプライアンス 教育	車両部	検修社員等の教育訓練方針への追加	車両系統では改めて取り組みを精査した結果、車両部が実施している「検修社員等の教育訓練方針」には「報告から始まる安全」の教育内容が含まれていなかったこと、および一部の集合研修で「事故と事象の報告制度」の講義を行っていたものの「報告から始まる安全」に関する講義は行われていなかったことが分かりました。このことから今後は、「検修社員等の教育訓練方針」に「報告から始まる安全」の教育を加え、現場機関で毎月実施している検修社員等の教育訓練の内、年に一度「報告から始まる安全」の教育を追加することにした。また、階層別の集合研修(フレッシュ検修分科、車両基礎科、車両管理技術科、車両技術マスター科、新任管理者科、実践管理者科)において「報告から始まる安全」に関する講義を追加することにした。	3/10「令和7年度 検修社員等の教育訓練方針について」を策定 ・「基本となるOJT内容」に「事故と事象の報告に関する教育」を追加 ・「教育訓練ポイント」に「ありのまま報告することの重要性を理解する。報告する目的は、効果的な対策を実施して重大事故を防ぐため」を追加	★9月10日通達発出「2025年度 検修社員等の教育訓練方針について」	●教育内容決定	教育実施			※2025年度の実施結果を踏まえ、次年度の教育内容を検討			「令和8年度検修社員等の教育訓練方針について」(通達策出)			教育実施			以降は継続して実施			※								
				階層別集合研修への追加	●実践管理者科(7/8実施) ●車両管理技術科(前期期間の7/17に実施) ●車両技術マスター科(8/27実施) ●車両基礎科(前期期間の9/11実施)	フレッシュ検修分科	以降は継続して実施			※																				
		電気部	10条教育・電気関係社員安全講習会	電気系統では改めて取り組みを精査した結果、「報告から始まる安全」、「安全意識と行動」、「コンプライアンス」正しく報告しなかった場合の厳しい処分」等の教育については、各箇所での職場内講習会等が中心となっており、本社等が行う教育は過去のインシデント対策や風化防止を目的としたものであったことから、コンプライアンス及び安全意識の再徹底策として、電気関係社員が対象の電気関係社員安全講習会や10条教育に、それに関する教育プログラムを追加し、社員への浸透度を高める取り組みを実施します。また、職場の核となる助役、主任に対しての教育は重要であることから、新任管理者研修及び新任主任研修にも同項目を追加します。	「報告から始まる安全」等についてカリキュラムを追加し教育実施 ・10条教育 15回実施※/全23回 ・電気関係社員安全講習会 2回実施※/全3回 ※9/30時点	10条教育(計23回)、 電気関係社員安全講習会(計3回)	以降は継続して実施			※																				
			請負会社への安全意識の向上に寄与する教育	「報告から始まる安全」等についてカリキュラムを追加し教育実施 ・10条教育 15回実施※/全23回 ※9/30時点	10条教育計23回	以降は継続して実施			※																					
	安全研修	安全推進部	安全研修(第3期)(実施中(2026年度末まで))	現在実施している安全研修(第3期)において、砂川駅構内で発生した事象を用いて、社員の安全を守るためのルール遵守及び「ありのままに報告することの重要性を教育すること」としました。	・受講対象者1,633名のうち295名(約18%)が受講済み(2025年7月末現在) ・G会社向け安全研修(第3期)は、8社を対象に計画する	JR北海道社員対象			G会社社員対象 ※順版			以降は継続して実施			※															
			安全研修(第4期)(計画～開始)	今後検討していく安全研修(第4期)(2027年度から開始予定)におきましても、コンプライアンス及び安全意識の再徹底を図るカリキュラムを充実させてまいります。	・部内でコンセプト等への意見ヒアリングを実施(2回実施) ・JR東日本「事故の歴史展示館」視察(9/3) ・JR東海、東急電鉄の安全研修施設視察予定(10/6～8)	コンセプト作成	カリキュラム案検討			映像作成、展示物作成			2027年度中に開始(予定)			※														
	報告から始まる 安全	安全推進部	アンケート結果の集約と実施内容の検討	今年度の「安全再生の日」の取組みにおいて、「報告から始まる安全」の取組みを深化させる目的で、その意義や重要性を職場単位であらためて教育する取組みを行っています。その取組みにおいて、「報告から始まる安全」の取組みについて、社員の率直な思いを取り寄せるアンケートを実施し、現在、その意見を集約しているところです。これらの意見などを踏まえ、「報告から始まる安全」の社員への浸透度を高める持続的な実施方法など、事故・事象報告に対する改善策について検討してまいります。	・5月下旬から7月末までの間、各職場で教育やディスカッションを実施 ・アンケート結果、各箇所からの取組結果報告内容を集計完了	完了	各職場で 取り組み実施	アンケート 結果等集計	実施内容の検討			可能なものから実施			以降は継続して実施			※												
			施行	・アンケート結果、各箇所からの取組報告結果を踏まえ、どのような取り組みを行うか議論を進める。	・アンケート結果、各箇所からの取組報告結果を踏まえ、どのような取り組みを行うか議論を進める。	実施内容の検討			可能なものから実施			以降は継続して実施			※															
	指令員に対する 教育	運輸部	資料作成	JR東日本研修施設の視察	教育カリキュラムを充実させることを目的として、指令員の指導に携わる社員が他社の安全研修施設の視察により教育手法を学び、自箇所における職場内教育において効果的な指導を実施することとした。	JR東日本研修施設の視察(6/19)	完了	●JR東日本視察実施	★(資料作成は3月下旬着手)			●視察内容反映			●完成予定輸送指導担当者会議で共有 ●各支社展開一本・各支社指導訓練で使用開始			●本社実施 ●函館支社実施 ●旭川支社実施 ●釧路支社実施			2026年度実施			以降は継続して実施			※			
				指導訓練による指令員教育	毎月行っている教育訓練の内、年に一度、2024年11月18日に函館線路～右谷間において脱線した列車の隣接線に貨物列車を通過させた事象や三河島事故などの過去の事故事例を用いて、事故発生時における運転士の報告から最悪の事態を想起できるような教育を行い、継続的に指令員の異常時対応力の向上を図っていくこととした。	教育資料について、3月下旬作成着手、7月JR東日本研修施設の視察内容反映、9/1完成(※9/18全道輸送指導担当者会議で共有(済)) ・(10月下旬各支社展開)～11月より本・各支社指導訓練で使用開始 ・本社実施予定(11/18～21) ・函館支社実施予定(11月実施予定) ・旭川支社実施予定(12/22～25) ・釧路支社実施予定(2月実施予定)	●本社実施 ●函館支社実施 ●旭川支社実施 ●釧路支社実施	2026年度実施			以降は継続して実施			※																
全道輸送指導担当者会議(年4回 6・9・12・3月本社開催:TV)			運行よりも安全確保が第一であることを徹底していくため、全道の指令員の指導に携わる社員により定期的に開催している全道輸送指導担当者会議及び指令教育指導会議において意見交換を行い、全道の輸送指令員に浸透させていくための指導教育内容を検討し継続的に取組んでいくこととした。	全道輸送指導担当者会議開催(6/26、9/18、12/4予定、3/19予定)	●本社実施	●実施	●実施	2026年度実施			以降は継続して実施			※																
指令教育指導会議(年4回 6・9・10・11月本社・各支社開催)			指令教育指導会議開催(本社:6/26、函館:9/25、釧路:10/23予定、函館:11/20予定)	指令教育指導会議開催(本社:6/26、函館:9/25、釧路:10/23予定、函館:11/20予定)	●本社実施	●函館支社実施 ●釧路支社実施 ●旭川支社実施	2026年度実施			以降は継続して実施			※																	
指導者層の フォローの取組			車両部	外部機関等を活用した現場指導者層のフォロー	現場の指導者層を集めた教育訓練担当者会議で、指導者間で、若い世代への伝え方、教育方法等に対する悩みを共有してきましたが、今後はこれらの悩みや課題を解決し、指導力向上につながるよう、外部機関等を活用して指導者層をフォローする取組を行います。	・現場の指導者層に対する効果的な研修を検討するため、本社教育担当にて外部機関による研修を受講 7/24・2名、8/1・1名、8/6・2名 ・指導者層の心構えや若手世代への伝え方について習得するため、本社及び車両検修関係の現場管理者を対象に、外部機関による研修を受講 10/10予定 ※人数は調整中	●内容決定	外部機関研修受講			※2025年度の実施結果を踏まえ、次年度の教育内容を検討			以降は継続して実施			※													

『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の2025年度第2四半期実施状況報告

[illegible]

「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の2025年度第2四半期実施状況報告

区分	改善報告書の取組			取り組み概要 (講ずる措置抜粋)	2025年6月1日～9月30日までの進捗状況 (具体的な取り組み内容・実施実施等、予定含む)	スプレッド	2025年度												2026年度											
							9/30現在			2025年度			2026年度			2026年度			2026年度			2026年度			2026年度			2026年度		
							第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
							4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
その他発生 事象対策	過去の終端線冒進 対策の ATS(新千歳空港 駅)	運輸部	残置したATS地上子の要否の 検討	2025年5月30日に千歳線新千歳空港駅構内においてATS鳴動時の取扱いに適切を欠き非常ブレーキを動作させお客車にお客を乗せた事象については、緊急的に保安確保の適切な取扱いに関する注意喚起を行いました。また、非常ブレーキが動作する要因となった地上設備の在り方について、過去の安全対策として設置した確認用地上子を、運転線路上の目安としても活用されてきた経緯から速度調査型ATS以下、「ATS-DN形」という、の整備後も残置していましたが、ATS-DN形のみで安全が確保できず、確認用地上子の残置が運転阻害などの「過剰な停止手配になる」リスクとなっている現状を踏まえ、運転線路上の影響の有無を確認のうえ、その存廃の検討を進めることとしました。	●運転線路上の影響はないことを現場と確認(7/17運転士指導会議(実務者)) ●確認用地上子撤去について撤去に向け運転側の意思統一(8/21運転士指導会議(管理者)) 以降、撤去に向けた具体的な調整を開始																									
				冬期構内作業資料集には指令との確認会話を示したページはあるものの、指令との定例の打合せをメインに講習をしていました。当該見直しは、2024年10月に定めた、列車間合いを変更する際のルールに基づいた確認会話が出来なかったことを受け、これに特化した教育を実施します。	列車間合いを変更する際の確認会話を示した講習資料を作成し、冬期管理者安全講習会(10/10予定)、列車見直し講習会(11月予定)、冬期安全講習会(11月予定)にて教育を実施予定																									
	指令との確認会話 教育	駅業務部	駅間承認に関わる教育資料作成 駅間承認に関わる訓練の実施	過去に発生した駅間承認に関わる事象をまとめた教育資料の作成や、新人フォロー教育における駅間承認に関わる項目の追加、保守用車取扱い訓練時に駅間承認の取扱いを追加して訓練を実施します。	保守用車駅間承認に関わる事象(南稚内含む)をまとめた資料を作成し、各駅の保守用車合同訓練で使用し教育予定(10月～12月予定) 運行管理駅で使用する新人フォロー教育を活用し、運転取扱駅においても駅間承認に関わるフォロー教育ができる項目を追加しフォロー教育を実施 ※9/17開催予定の安全推進委員会駅専門部会で説明し、指導文書発出済																									
				各駅の保守用車合同訓練にて駅間承認と取扱いを追加訓練を実施予定(机上模擬も可) ※9/17開催予定の安全推進委員会駅専門部会で説明し、事務連絡発出済																										
				新任現場長研修にて見習教育及び見極めの必要性を周知(6/27) 特別講義・駅業務部長 受講者：現場長9名																										
				見習教育及び見極めの必要性を周知 ※安全推進委員会駅専門部会で説明済(9/17)																										
その他取組	安全推進部配属社員 の教育	安全推進部	安全推進部の役割や業務内容についての教育	「事業改善命令・監督命令による措置を講ずるための計画」における安全推進部の強化の取組みの一つとして、安全推進部に配属になった社員に対し安全推進部の役割や業務内容等について教育を行ってきました。安全推進部は、各技術部門の安全確保に関する取組みの総合調整等、会社全体の安全対策の管理業務を優先的、かつ、円滑に行うための役割を担う組織であり、その役割を果たすためには、安全の仕組みの本質を身に着ける必要があります。速やかにそのスキルを身に着けるために、配属社員に対する教育を再開することとしました。	鉄道の安全確保のための基本的な考え方について勉強会を実施(7/28)																									
	保線社員の誇り・責任感の 醸成	工務部	保線業務の積極的な公開	過去に函館駅で実施した保線業務のパネル展示等を行った取組みによって、保線業務が安全を担う重要な業務であることをご利用のお客様に理解していただくことが出来ました。それにより社員が仕事の誇り・責任感より認識することになり、その結果、ルール遵守の意識を高めることにも繋がったものと考えられることから、今後も保線業務の積極的な公開を行うこととしました。	・保線職場見学会(釧路・帯広)(7/17,18) ・大型保線機械・レールセンターの見学・体験イベント(7/26) ・インターンシップ(高校生向け)(8/1～8) ・レールウェアアカデミー(大学生向け)(8/28) ・新幹線基地見学ツアー(8/30,9/28) ・「保線安全の日」に関する事前のマスコミ勉強会(9/5)																									
自主監 査の公表	広報部	安全推進部	事象毎個別に判断	4/22以降継続実施中 砂川駅構内で発生した事象以降、不安全な事象を立て続けに発生させ、ご利用の皆様をはじめ多くの方に当社の安全に對して不信を抱かせることとなってまいりました。この事態を受け、これまで公表していなかった事象についても、個別に判断して公表することとしました。	・千歳線新札幌構内で列車が建築限界測定器と接触した事象(6/25) ・函館線七飯～新函館北斗間で列車が工具のケースと接触した事象(6/25) ・函館線札幌構内で誤ってご乗車されたお客様を降車させる際に入換車両が動き出した事象(6/27) ・函館線野田生駅構内で列車がバール缶と接触した事象(6/28) ・函館線山崎～黒岩駅間で発生した速度超過事象(8/30)																									
				各々が集めた意見や情報などのように施策に反映させるかというPDCAの取組みの確認	・各駅の現場長自主監査チェックシートの内容を確認 ・8月～ 駅業務部、運輸部、車両部による現場長自主監査実施状況確認に同行(6箇所) ・電気部、工務部、安全推進部についてはスケジュール確認中																									

「改善指示に対して講ずる措置」対象18事象等の個別の対策進捗状況		2025年度第2四半期報告	ステータス
対策	具体的取組	進捗状況	
1. 2024. 11. 9 函館線砂川構内 建築限界内の作業を無保安体制で行った際に列車が進来した事象 ※改善指示に対して講ずる措置にて進捗状況を確認			
2. 2024. 8. 5 函館線岩見沢～峰延間 1. フォローアップ教育の見直し	作業終了を確認しないまま線路閉鎖工事を終了した事象 【工務部】 ・線閉責任者が共同作業時に行う打合せの目的や具体的な打合せの流れを知らなかったことなどを踏まえ、以下の内容を作業責任者及び線閉責任者のフォローアップ教育(※)に加えて教育します。 Ⅰ 共同作業時に行う打合せの目的と具体的な打合せの流れ(誰が誰と、どのタイミングで打合せするのか) Ⅱ 軌道工事の付帯として生じる主な電気作業の概要 Ⅲ 列車防護をとる異常時の具体例 ※工務部において、作業責任者及び線閉責任者として従事する社員に対して、その役割・任務の重要性と内容を正しく理解させるために定期的(2回/年程度)に実施するように定めています。	2025/7/8に事務連絡第20号「作業責任者及び線閉責任者等に実施する教育の資料追加について」を発出し、共同作業を行う上での留意点や取扱いに関する事項をフォローアップ教育資料に追加した。現場では年に2回程度、教育資料を用いた職場内教育を実施することとした。	完了
2. 共同作業時に使用する共同作業通知書の様式変更	【工務部】 ・線閉責任者(本事象の共同作業に関する打合せ者)が、憶測ですべての電気作業が終了したものと判断してしまったことを踏まえ、主体側と付帯側の作業責任者間で、共同作業の開始時及び終了時に対面で打合せを行い、「保安体制が確立した時刻」及び「付帯側の作業終了時刻」を打合せた時刻と打合せ者を復唱して記載できるように打合せ欄を追加し、打合せのタイミング、打合せ者を誤認しない表記ができるように様式を変更します。	2025/6/24に工管指導第8号・電企指導第9号「共同作業の流れと共同作業通知書の使用方について」を発出し、主体側と付帯側の基準や、更新した共同作業通知書により行う打合せ内容、打合せ時期、打合せ者等を明確にしたほか、保安体制の確保および解除に伴う作業の着手・終了場面における取り扱いについて、フロー等を用いて明示した。	完了
3. 2024. 11. 8・21 函館線小樽構内 車両併結時に運転士が入換合図を受けずに車両を移動した事象 1. 合図に関する教育の強化	【運輸部】 ・合図が鉄道信号の一つであり、これが無いときには移動の許容が無いこと、合図を受けない移動は関係者相互間の意思疎通が図られない移動を意味し危険であることを再教育する取り組みとして、本社で教育資料を作成し、指導訓練内で年1回項目を指定して現場で実施します。 (実施時期は2025年中を予定)	・教育資料 9月までに完成 ・運転士は、2025年9月または10月に教育実施予定 車掌は、2025年度下期に教育実施予定	
4. 2024. 11. 16 函館線森～石谷間 脱線した列車の隣接線に、上り貨物列車を通過させた事象 1. 防護無線受信時の教育・訓練の強化	【運行企画課】 ・新任指令科をはじめとした指令員に対する各階層に対する研修において、防護無線受信時の対応についてのカリキュラムを追加して実施していくこととしました。なお、新任指令科のカリキュラムにおいては、社員研修センターの乗務員シミュレータを活用し、防護無線が発報される事象を体現できる実習を加え、指令員の取扱いへの理解を深めることとしました。	3/4から実施 ・2025/6/3-6 新任指令科(研セ乗務員シミュレータ活用) ・2025/7/8-11、9/2-5 指令Ⅰ科 ・2025/9/9-12 指令Ⅱ科	
2. マニュアルの見直し	【運行企画課】 ・防護無線受信時の取扱いは「輸送指令員異常時運転取扱マニュアル(通達)」に定めていたが、運転再開指示を行う前に現地や隣接線の状況確認を行うことを追記しました。 (3月25日に実施)	3/25マニュアル改正済	完了
5. 2024. 12. 18 函館線鷲ノ巣構内 作業開始前打ち合わせを行わずに作業を開始した事象 1. 現場長及び管理者により当務やパートナー社員への実作業点検の見直し	【駅業務部】 ・点検頻度、点検項目の見直しを図るなど、適切に点検指導できるよう取り組むこととします。 (12月から実施)	●実施状況報告で進捗確認 「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の実施状況報告 [安全監査]－[実作業点検]－[点検項目および点検頻度の見直し]で取組実施	
2. 計画部門による現場巡回の見直し	【駅業務部】 ・これまでの計画部門による現場巡回は、現場長による自主監査に基づいた、帳票上での確認に比重を置いてチェックしてきましたが、現場の実作業立ち会い、教育関係の指導・補助にシフトした巡回にします。 (7月から実施)	●実施状況報告で進捗確認 「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の実施状況報告 [安全監査]－[実作業点検]－[現場巡回における実作業、指導訓練立ち会い]で取組実施	

「改善指示に対して講ずる措置」対象18事象等の個別の対策進捗状況		2025年度第2四半期報告	ステータス
対策	具体的取組	進捗状況	
6. 2025. 1. 10 宗谷線南稚内～兜沼間	線閉手続きをとりず、保守用車を駅間に進出させた事象	●実施状況報告で進捗確認 「『鉄道の安全輸送の確保について（指示）』に対して講ずる措置」の実施状況報告 [安全監査]－[実作業点検]－[点検項目および点検頻度の見直し]で取組実施	
1. 現場長及び管理者により当務やパートナー社員への実作業点検の見直し	【駅業務部】 ・点検頻度、点検項目の見直しを図るなど、適切に点検指導できるよう取り組むこととします。 (12月から実施)		
2. 計画部門による現場巡回の見直し	【駅業務部】 ・これまでの計画部門による現場巡回は、現場長による自主監査に基づいた、帳票上での確認に比重を置いてチェックしてきましたが、現場の実作業立ち会い、教育関係の指導・補助にシフトした巡回にします。 (7月から実施)	●実施状況報告で進捗確認 「『鉄道の安全輸送の確保について（指示）』に対して講ずる措置」の実施状況報告 [安全監査]－[実作業点検]－[現場巡回における実作業、指導訓練立ち会い]で取組実施	
7. 2024. 10. 7 根室線札内～厚内間	線閉着手前、終了後に線路内作業を行った事象	・6/13に工管第91号「自主監査チェックシート（工務部編）による確認の実施について（通達）」を発出し、本事象の対策として、ダイヤ改正の都度、徒歩巡視の行程に必要な時間が不足しないかを検証し、必要により徒歩巡視ルートマニュアルを見直しているかのチェック項目を追加した。	完了
1. 徒歩巡視行程の見直し	【工務部】 ・当該保線管理室の徒歩巡視について、時間的な余裕を確保する目的で、週2日行程だった徒歩巡視パターンを、3日行程に見直しました。 ・全保線所において、徒歩巡視パターンを点検し、無理のない行程であることを確認しました。		
8. 2023. 9. 8 函館線白石～苗穂間	徒歩巡視を怠り、これを実施していたと虚偽報告した事象	2023年11月指導文書発出済	完了
1. 巡視の重要性について理解を深めるための教育の実施	【工務部】 現場長による社員教育や面談において、徒歩巡視の重要性を改めて認識した上で、厳正に実施するよう以下の点等について指導しました。 ・徒歩巡視は、常に列車が安全に走行できる状態を保持できているかを把握することを目的としており、マニュアルに則って崇高な使命を深く自覚し実施しなくてはならないこと。 ・「重点確認項目」に基づき、月別または四半期別に具体的な確認事項を設定すること。また、天候状況等に応じて必要な確認事項は、随時追加指示すること。 ・そのうえで、当日の徒歩巡視の責任者は、従事者に対しA点呼において重点確認項目及び確認事項を具体的に周知すること。		
9. 2025. 4. 10 室蘭線大岸～豊浦間	特急列車運転士と保線作業員との証言の相違した事象		
※改善指示に対して講ずる措置にて進捗状況を確認			
10. 2025. 4. 20 函館線森構内	出発合図を受けずに列車を発車させたことを報告しなかった事象	・教育資料 9月までに完成 ・運転士は、2025年9月または10月に教育実施予定 車掌は、2025年度下期に教育実施予定	
1. 合図に関する教育の強化	【運輸部】 ・合図が鉄道信号の一つであり、これが無いときには移動の許容が無いこと、合図を受けない移動は関係者相互間の意思疎通が図られない移動を意味し危険であることを再教育する取り組みを行います。本社で教育資料を作成し、指導訓練内で年1回項目を指定して現場で実施します。		
11. 2025. 4. 22 函館線野田生～山越間	列車が可搬式特殊信号発光機と接触した事象		
※改善指示に対して講ずる措置にて進捗状況を確認			
12. 2025. 5. 9 函館線国縫～長万部間	列車見張員が見張りに専念せず可搬式特殊信号発光機の明滅により列車が停止した事象	JR北海道の指導に基づき、請負会社にて、2025/6/19に指導文書を発出し、列車見張員の職務専念義務、軌道工事管理者は作業現場離れないこと、列車を通過させる前の3つの確認、安全パトロールでの実態把握についての周知徹底を行った。	完了
1. 指導文書を発出し、以下について指導・取り決めを実施。	【工務部】 ・軌道工事管理者は、営業線工事保安関係標準方書(在来線)に定められている通り、作業現場から離れるなどして不在にならないこと。 ・列車見張員は、列車見張業務に専念し、作業従事者に対して列車見張員を作業に巻き込まないことを意識付けするための取り組みとして、B点呼時に可搬式特殊信号発光機等の設置位置を指定された際、「列車見張に専念します」と宣言すること。		

「改善指示に対して講ずる措置」対象18事象等の個別の対策進捗状況		2025年度第2四半期報告	ステータス
対策	具体的取組	進捗状況	
13. 2025. 5. 15 函館線札幌構内 ATSの取扱いを誤り非常ブレーキが動作しお客様が負傷した事故 1. 緊急対策として以下を実施。	【運輸部】 ・運転士指導会議(実務者)にて、本事象を取り上げ注意喚起を実施しました。	5/27実施済	完了
	【運輸部】 ・通告券の掲示位置・方法等については、引き続き、見やすい場所に置くよう指導を継続します。	・6月24日 運転士指導会議(管理者)で全現場に対し、通告券の置き場所は車種によって異なるが、運転台座部や携帯時刻表に挟むなど、見やすい場所に置くことを改めて運転士に指導すること及び、携帯時刻表の駅名欄に付箋を貼るなど、改めて運転士にツールの使用の態勢を実施することを指示した。	
14. 2025. 5. 30 千歳線新千歳空港構内 ATSによる非常ブレーキが動作しお客様が負傷した事象 1. ATS地上設備の在り方検討	【運輸部】 ・非常ブレーキが動作する要因となった地上設備の在り方について、過去の安全対策として設置した確認用地上子を、運転操縦上の目安としても活用されてきた経緯から速度照査型ATS(以下、「ATS-DN形」という。)の整備後も残置してきましたが、ATS-DN形のみで安全が確保できており、確認用地上子の残置が運転阻害などの「過剰な停止手配になる」リスクとなっている現状を踏まえ、運転操縦上の影響の有無を確認のうえ、その存廃の検討を進めることとしました。(2025年内に判断)	●実施状況報告で進捗確認 「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の実施状況報告 [その他発生事象対策]ー[過去の終端線冒進対策のATS(新千歳空港駅)]ー[残置したATS地上子の要否の検討]で取組実施	
15. 2025. 6. 25 千歳線新札幌構内で列車が建築限界測定器と接触した事象 1. 工事管理者に対する跡確認についての教育の見直し	【工務部】 ・工事管理者が毎年受講する「10条教育」において、跡確認時に留意すべき事項等について、講習内容の見直し及び知悉度確認に追加することにより、繰り返し教育を行います。 (8月から実施予定)	●実施状況報告で進捗確認 「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の実施状況報告 [安全意識の醸成]ー[コンプライアンス教育]ー[請負会社への安全意識の向上に寄与する教育]で取組実施	
	【工務部】 ・札幌保線所は安全検討会において、工事の特性に応じた事故事例の検討等を実施することで、工事管理者に対して工事に必要な事故防止指導を実施します。(今後、工事発注の都度実施)	事象発生後、工事発注の都度安全検討会において、工事の特性に応じた事故事例の検討等を実施することで、工事管理者に対して工事に必要な事故防止指導を実施している。	
	【工務部】 ・当該請負会社は1回/年開催していた安全大会の頻度を2回/年に増やし、自社内での安全教育の機会を増加させるとともに、安全大会には札幌保線所も出席し、全従事員に対する事故防止指導を実施します。 (10月から実施予定)	2025年度2回目の安全大会を11月下旬から12月上旬に実施することで調整中。 ※1回目の安全大会は2025. 3. 31に実施。	
2. 「安全第一」に向けた請負会社幹部の意識改革	【工務部】 ・工務部は、請負会社の幹部に対し、従事員が無理な工期遵守や、採算性などのプレッシャーにより業務遂行を優先した場合、「お客様の安全」や「社員の安全」を脅かす危険性があることを理解させ、自箇所の社員等に対して、いかなる場合でも、「安全第一」の意識をもつように指導及び意識付けするよう事故防止会議などの機会を通じて、繰り返し指導を行います。 (7月7日に請負会社への要請を開始し、今後あらゆる機会を通じて指導)	2025/7/7に事務連絡「関係協力会社への説明及び協力要請」を发出し、関係各長から関係協力会社へ、別添の「北海道運輸局から受領した改善指示に対してJR北海道が講ずる措置について」を説明し、関係協力会社に対して留意して頂きたいことについての協力要請を実施した。	完了

「改善指示に対して講ずる措置」対象18事象等の個別の対策進捗状況		2025年度第2四半期報告	ステータス
対策	具体的取組	進捗状況	
16. 2025. 6. 25 函館線七飯～新函館北斗間で列車が工具のケースと接触した事象	【電気部】 ・今後は、10条教育や請負事故防止会議に「安全意識と行動」に関する項目を追記し、繰り返し教育をしていきます。 ・特に「少しでも疑問に思ったら、躊躇することなく確認しよう!」という意識づけを教育していきます。 (8月から実施)	●実施状況報告で進捗確認 「『鉄道の安全輸送の確保について（指示）』に対して講ずる措置」の実施状況報告 [安全意識醸成]－[コンプライアンス教育]－[10 条教育・電気関係社員安全講習会][請負会社への安全意識の向上に寄与する教育]で取組実施 ・請負会社内での教育実施状況の確認 請負会社が開催する安全会議（月 1 回）に、J R 監督員等が出席し、作業従事員への安全指導等の教育実施状況を確認した（8/22、9/24）。	
1. 「安全最優先」の繰り返し教育	【電気部】 ・今後は、見張りダイヤに「遅れ列車等」の記載方をルール化します。 ・ルール化については、電気部で昨年度初に発出した指導文書（2024年度電制指導7号・電技指導2号）「一連の退避誤り等に伴う触車事故防止の取り組みについて」に、項目を追加し再発出します。 (8月末発出予定)	・7/17～8/8 本社による指導文書(案)作成 「一連の退避誤り等に伴う触車事故防止の取り組み」の変更 ・8/8 電気現場へ案送付。意見収集と変更(8/8～8/18) ・8/19 助役会議で説明 ・8/22 電気部専門部会で現場長に最終案を周知 ・8/22 指導文書_電制指導15号・電技指導11号を発出 「一連の退避誤り等に伴う触車事故防止の取り組み」 ※指導文書Ⅲ-3項「運転状況確認後の見張りダイヤへの記載について」に、以下を記載 ・見張りダイヤへの「遅れ列車」「運休列車」「臨時列車」の記載方をルール化	完了
2. 運転状況を確認した「遅れ列車等」に対する見張りダイヤの記載方のルール化	【電気部】 ・また、今回新たに発出した「電気関係安全パトロールの実施方法について(通達)」の点検内容に「見張りダイヤに遅れ列車等のスジを記載したか」を盛り込みます。 (7月から実施)	「電気関係安全パトロールの実施方法について(通達)」により(7月2日制定済)進捗確認 ・7/2 通達発出「安全パトロール実施方法について（通達）」 ・安全パトロールの指針を明確化 ・安全パトロールチェックシートの共通化 ・8/27 安全パトロールチェックシート変更に伴う通達再発出 ・8/22発出の指導文書「一連の退避誤り等に伴う触車事故防止の取り組み」による変更	完了
3. 「可搬式特発の取扱い方」に関する教材の作成	【電気部】 ・このため、異常時(予期せぬ列車の接近)における可搬式特発の取扱い方について、教材を作成し教育することとします。 ・教材には、「正しい取扱い」「不適切な取扱い」について盛り込み、不適切な取扱いを行った場合は、最悪仲間の命が失われるということを教育していきます。 (今年度作成 順次活用)	・8/18 映像制作会社へ映像教材の協力依頼 ・8/21 第1回打合せ(主旨説明) ・8/28 第2回打合せ(内容検討等) ・9/5 打合せ内容を反映した企画書(案)受領	
4. 「触車事故防止マニュアル」の繰り返し教育	【電気部】 ・毎年実施する10条教育に、「触車事故防止マニュアル」の教育についてカリキュラムを見直し、1年に1回は教育する場を設けます。 (8月から実施)	●実施状況報告で進捗確認 「『鉄道の安全輸送の確保について（指示）』に対して講ずる措置」の実施状況報告 [安全意識醸成]－[コンプライアンス教育]－[10 条教育・電気関係社員安全講習会][請負会社への安全意識の向上に寄与する教育]で取組実施	
5. 「保安体制図」の記載方の追記	【電気部】 ・今後は、保安体制図には、「連動駅」を図で示すこととし、指導していきます。 ・指導については、電気部で昨年度初に発出した指導文書(2024年度電制指導7号・電技指導2号)「一連の退避誤り等に伴う触車事故防止の取り組みについて」に、項目を追加し再発出します。 (8月末発出予定)	・7/17～8/8 本社による指導文書(案)作成 「一連の退避誤り等に伴う触車事故防止の取り組み」の変更 ・8/8 電気現場へ案送付。意見収集と変更(8/8～8/18) ・8/19 助役会議で説明 ・8/22 電気部専門部会で現場長に最終案を周知 ・8/22 指導文書_電制指導15号・電技指導11号を発出 「一連の退避誤り等に伴う触車事故防止の取り組み」 ※指導文書Ⅱ-2項「請負作業の保安体制打合せ」に、以下を記載 ・「保安体制図」に「連動駅」の記載を明記。 ・「保安体制図」の例を図示。	完了
6. 「電気関係安全パトロールの実施方法について(通達)」の発出(7月2日制定済)	【電気部】 ・このため、「電気関係安全パトロールの実施方法について(通達)」を作成し、パトロールを実施する指針を定めます。 ・安全パトロールの点検内容には、今回の事象で見えた、「見張りダイヤの記載方」(今後ルール化)、工事指揮者と見張り員全員による「相互確認」、「可搬式特発の取扱い手順」「建築限界内に工具等を置いた場合の取扱い」を項目に加え、確実に実行されているかをチェックします。 (7月から実施)	・7/2 通達発出「安全パトロール実施方法について（通達）」 ・安全パトロールの指針を明確化 ・安全パトロールチェックシートの共通化 ・8/27 安全パトロールチェックシート変更に伴う通達再発出 ・8/22発出の指導文書「一連の退避誤り等に伴う触車事故防止の取り組み」による変更	
7. 安全パトロールによる工事指揮者への理解度確認	【電気部】 ・一般工事を請負う協力会社に対し、工事指揮者単位で初回の見張り体制作業の際に、JR管理者による安全パトロールを実施し、理解度を確認します。 ・不合格の者については、再教育を施し再度安全パトロールで確認します。 (7月から実施)	●実施状況報告で進捗確認 「『鉄道の安全輸送の確保について（指示）』に対して講ずる措置」の実施状況報告 [安全監査]－[請負会社に対する作業実態の把握]－[請負会社に適した対策の実施状況の把握]で取組実施	

「改善指示に対して講ずる措置」対象18事象等の個別の対策進捗状況		2025年度第2四半期報告	ステータス
対策	具体的取組	進捗状況	
17. 2025. 6. 27 函館線札幌構内で誤ってご乗車されたお客様を降車させる際に入換車両が動き出した事象 1. 車掌に対し、以下の内容を継続的に指導します。	【運輸部】 ・乗務員用乗降ドア閉扉後は、車両に触れないこと。 ・誤って乗車された旅客を見つけた場合など再度車両に近付いたり乗り込んだりする際は、移動開始時刻を確認すること。 →車両の移動開始まで時間がある場合は、運転士や駅社員などと打ち合わせ、車両が動かない手配を行ってから行動すること。 →車両の移動開始直前の場合は、車両に近付かないこと。 ・誤って乗車された旅客を無理に降ろさないこと。 ・旅客から「降ろしてほしい」と強く訴えられても、安全を最優先に考え毅然と対応すること。 (7月の定例訓練から年1回実施)	・7～8月の定例訓練で実施（2025年度車掌所属全5区所完了）	
	【運輸部】 ・上記の指導項目について、「最悪の事態」の理解を深めるため、事象を再現した動画教材を作製し指導に活用します。 (2025年度下期)	2025年度下期実施予定	
	【運輸部】 ・上記の指導項目について、各区所のシミュレータを用いて体感できる指導を行います。 (2026年度上期)	2026年度上期実施予定	
2. 回送列車・入換車両へ旅客が誤って乗車した際に、外国人でも誤りに気付く降られるよう車内表示器及び自動放送装置の改修を検討します。	【運輸部】 ・終着駅到着後に「この列車は回送列車です。ご乗車できません。（日本語・英語）」という表示及び自動放送を追加します。 (すべての特急車を対象) (2025年度中の実施に向けてメーカーと調整中)	・メーカーと打ち合せた結果、作業量が多く、2025年度末のダイヤ改正時の実施は困難であることから、2026年度上期の実施に向けて調整中	

「改善指示に対して講ずる措置」対象18事象等の個別の対策進捗状況		2025年度第2四半期報告	ステータス
対策	具体的取組	進捗状況	
18. 2025. 6. 28 函館線野田生駅構内で列車がバール缶と接触した事象	【工務部】 ・工事管理者が毎年受講する「10条教育」において、跡確認時に留意すべき事項・従事する社員の安全等について、講習内容の見直し及び知悉度確認に追加することにより、繰り返し教育を行います。（8月から実施予定）	●実施状況報告で進捗確認 「『鉄道の安全輸送の確保について（指示）』に対して講ずる措置」の実施状況報告 [安全意識の醸成]－[コンプライアンス教育]－[請負会社への安全意識の向上に寄与する教育]で取組実施	
1. 「10条教育」における教育の見直し			
2. 請負会社内での教育実施状況の把握	【工務部】 ・安全検討会時に、当該工事に係る工事管理者が全て出席していない場合は、請負会社内で該当する工事管理者へ工事概要や指導内容について周知を行うこととし、その記録を提出するしくみを構築します。	・8月発注工事については、安全検討会にて教育記録の提出について周知を行い、請負会社内で従事員に対し実施する教育・指導記録について、出席者名簿とその状況を工事写真に収めたものの提出を受け確認済み。 ・9月以降発注工事については、請負会社内で従事員に対し実施する教育・指導記録について、出席者名簿とその状況を工事写真に収めたものをしゅん功書類として提出するよう、追加指示方書に記載し確認する。	
	【工務部】 ・監督員等は、請負者が作業従事員として協力会社を活用する場合には、それらの者に対する教育及び指導内容の報告の必要性について、請負者に対して工事安全検討会において繰り返し指導を行うとともに、工事着手前に指導内容を確実に確認した上で工事を開始させることを徹底します。（8月から実施予定）	・8月発注工事については、安全検討会にて教育記録の提出について周知を行い、請負会社内で従事員に対し実施する教育・指導記録について、出席者名簿とその状況を工事写真に収めたものの提出を受け確認済み。 ・9月以降発注工事については、請負会社内で従事員に対し実施する教育・指導記録について、出席者名簿とその状況を工事写真に収めたものをしゅん功書類として提出するよう、追加指示方書に記載し確認する。	
3. 安全に係わる文書・注意喚起の周知徹底	【工務部】 ・安全に係わる指導文書の発出や事象等が発生した際には、工事管理者に対して周知し、周知されたことが確認できるしくみを構築します。（工事履行中の工事管理者に対しては特に迅速に行います） （7月から実施）	・7月以降、工務部から発出する安全に係る指導文書等に「周知事項等の確認登録のお願いについて」を添付し、請負会社が監督員等から受け取った文書の内容を関係者へ周知後、周知実績をFormsにて登録し、監督員等が周知状況を確認する仕組みを構築した。	完了
4. 工事管理者を現地でフォローする体制の構築	【工務部】 ・今後、当該請負会社に発注する工事については、工事管理者有資格者を複数人配置し、点呼にて、工事管理者が他の工事管理者有資格者に列車ダイヤ・無線機等を手渡し、工事管理者との連絡手段を確保した上で、必要により、工事管理者のフォローが行える体制とします。 （8月から実施予定）	現在、当該請負会社については、9月中旬以降の作業再開に向け、保線所との安全検討会を複数回実施し、安全対策について相互確認を実施中。なお、作業再開にあたっては、工事管理者とは別に、工事監理者（保）を配置することとする。	
5. 工事管理者の資質に関する再確認の実施	【工務部】 ・工務部は指導文書を発出し、現業機関管理者の安全パトロールにより、現在工事従事する全ての工事管理者に対し「列車を通過させるために必要な3つの確認の重要性(特に建築限界内の支障物の跡確認)」及び「待避指示や待避完了合図等の連絡が取れないような状態で、作業員に作業集団から離れた位置で作業を行わせてはいけないこと」に対する指導及び理解度確認を工事管理者ごとに十分な資質が確認できるまで実施します。 （6月30日から実施）	●実施状況報告で進捗確認 「『鉄道の安全輸送の確保について（指示）』に対して講ずる措置」の実施状況報告 [安全監査]－[請負会社に対する作業実態の把握]－[請負会社に適した対策の実施状況の把握]で取組実施	